

## 個別事案 1 4

(単位：千円)

契約の名称	水道・ガス修繕及び保安業務委託			
担当部局／担当課	企業局 安全サービス課			
相手先	(株)パイプラインサービスおおつ			
見積書を入手した業者数	1 者			
当初契約金額	単価契約	当初設計金額	—	—
最終契約金額	291,581	最終設計金額	—	—
特定財源	有無	無	区分	—
	名称	—	当該契約への充当額	—

### 1. 契約内容

#### (1) 契約の概要

##### ①委託事業の概要

大津市が受託事業者である(株)パイプラインサービスおおつ(以下「P I O」という。)に大津市水道・ガス事業の維持管理の充実及び保安体制の強化と、需要家に対するサービスの向上を目的として、水道・ガス修繕事業、水道・ガス保安業務並びにガス保安措置業務を委託している。

水道・ガス修繕業務は、需要家である市民から水道漏れやガス漏れなどの故障について連絡を受け、業者対応となる場合には、市から P I O へ業務発注を行い、P I O の社員が現場へ行き故障の確認と修繕作業を行うものであり、無料修繕業務と有料修繕業務が「水道・ガス修繕及び無料修繕業務仕様書」に定められている。

また、水道・ガス保安業務並びにガス保安措置業務はその仕様書において修繕業務を行う作業員の休日や日勤夜勤の勤務時間を定めている。

水道・ガスの保安業務は、市職員 5 名と P I O の社員 3 名との計 8 名を 1 班として、全 5 班体制で対応している。保安業務は 24 時間体制で行う必要があり、P I O は平日(月曜日～金曜日) 8 時 40 分から 17 時 25 分の時間帯以外の休日や夜勤の時間帯を補う形で、水道・ガス事業の保安業務と実際の修繕業務を受託している。



## (2) 設計額の積算方法

契約全体の委託料は積算されていないが、工事費における使用材料費の単価は企業局内の工事設計に用いる単価を採用し、毎年単価の見直しが行われている。

また、水道・ガス修繕業務はその単価表において 910 項目の使用材料費が細かく定めてあり、工事費の算出方法は次のとおりである。

$$\text{工事費} = \text{①材料費} + \text{②労務費} + \text{③諸雑費} + \text{④諸経費}$$

材料費：使用材料費（契約単価）

労務費：修繕時間×作業人員×時間単価

（時間単価： 昼間 3,000 円 夜間 3,750 円 深夜 4,500 円）

諸雑費：労務費の 1 %

諸経費：(①+②+③) ×40%

また、無料修繕や保安業務単価は、以下のとおりである。

無料修繕単価

水道 1 件当たり 2,700 円 ガス 1 件当たり 5,500 円

水道・ガス保安業務単価

休日の 8 時 40 分～17 時 30 分 54,000 円 2 人／班の単価

ガス保安措置業務単価

平日 17 時 25 分～翌日 8 時 40 分 108,000 円／回

土・日・休日等 8 時 40 分～17 時 25 分 72,000 円／回

土・日・休日等 17 時 25 分～翌日 8 時 40 分 141,000 円／回

## (3) 隨意契約の理由並びに業者選定理由

水道・ガス修繕業務は緊急性、迅速性を必要とするため、常に修繕及び緊急体制を有し、当該業務を円滑に履行できる業者である事が望ましいため、随意契約とした。

P I O は水道・ガス修繕の専門業者であり、社員約 22 名が常に水道・ガスの修繕業務に対応できる体制を有しており、契約業務を円滑で適正に履行できる専門技能や資格を持つ社員を多数雇用していることや、当該業務は他の設備工事業者では対応できないことから、1 者特命の随意契約としている。

## (4) 5 年以上の長期継続の契約となっている理由

平成 12 年からの長期継続契約となっている理由は（3）記載のとおり他に受託できる業者が存在しないためである。担当課によれば、競争入札も検討し、平成 21 年度には大津市企業局委託業務契約審査委員会にて検討したが、競争入札には至らなかったとのことである。

### (5) 完了確認の方法

毎月、P I Oは委託業務完了届にて業務の完了を市に報告し、市は業務完了の検査を行う。検査に合格すればP I Oから市へ本業務委託に対する委託料の請求が行われる。また、個別の修繕業務については、P I Oは作業完了後、修繕伝票等に必要事項を記入のうえ、需要家の確認欄があるものについては認印を受け、直ちにファクシミリで市へ報告することとなっている。

## 2. 監査結果

記載すべき事項はない。

## 3. 意見

### (1) 保安業務の内容について

本委託業務の主要な業務内容は、24時間体制で対応する修繕業務である。そして、その修繕業務の一次処理班として常に1班8名体制の保安体制が必要であり、平日の日勤は市職員8人で賄うが、夜勤などはP I Oの社員3名が保安体制の一員となる。

また、本委託契約には、休日の8:40～17:25の修繕二次処理班2名が待機する保安業務があるが、同じ時間帯にP I Oは修繕業務に備えて勤務体制を整えていることや、保安業務は平日の同時間帯には設定されておらず休日のみ設定されていることから、この保安業務に対する委託業務は必要かどうか疑問である。

担当課からすれば休日の昼間は修繕が多く、この保安業務で2名が待機していることで何かあった時には直ぐに駆けつけてくれるとのことであるがその必要性とコストについて改めて検討されたい。

## 個別事案 15

(単位：千円)

契約の名称	水道・ガス・下水道料金システム運用管理業務委託		
担当部局／担当課	企業局 料金課		
相手先	A		
見積書を入手した業者数	1 者		
当初契約金額	28,513	当初設計金額	約 30,000
最終契約金額	—	最終設計金額	—
特定財源	有無	無し	区分
	名称	—	当該契約への充当額

### 1. 契約内容

#### (1) 契約の概要

##### ①委託事業の概要

大津市は平成 16 年に A と共同開発した水道・ガス・下水道料金システムの日々の運用、データの管理、帳票印刷などの業務を A へ業務委託している。業務委託仕様書においては次の各業務を料金システム運用業務としているが、いわゆる水道・ガス・下水道料金の請求管理シフトの操作を含む料金請求書発行システム全般の運用管理業務である。

- ・日次における運用業務
- ・料金システムのサービス開始処理
- ・料金システムのサービス終了処理
- ・料金システムの稼働状況監視
- ・料金システムのデータ管理等の維持管理
- ・料金計算処理及び未収月次処理において作成された帳票等の配達
- ・料金計算処理及び未収月次処理に用いる印刷用紙の保管
- ・印刷処理
- ・ヘルプデスク業務

また、データ管理は、大津市、A 双方にサーバーがあり、データの一元管理を行っている。

##### ②契約日

平成 22 年 4 月 1 日

③委託期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

④料金請求及び納付書発行までの流れ

お客様センターの社員がガス・水道の需要家宅へ行って、使用量の検針を行い、ハンディー検針器に月次使用量を入力する。(水道は 2 ヶ月に 1 回)

検針後、企業局にてハンディー検針器のデータを取り込み、企業局職員が料金計算のコンピュータ操作を行う。そのデータが A にも送られ、納付書や口座振替のはがきなどの帳票を印刷する。企業局では A から配達された帳票を検査し、問題がなければ各需要家へ郵送する。未収料金の管理や督促通知書などの印刷も本システムで行う。

⑤委託料

料金課及び技術監理課が積算した月額の設計額を上限に、A が独自で見積った金額を委託料金として契約している。

料金課は運用管理業務を、技術監理課はサーバー管理業務等を月額で設計し、積算している。

(2) 設計額の積算方法

料金課と技術監理課で設計額の積算を毎年行っている。

設計額の積算根拠は、以下のとおりである。

料金システム運用管理業務の月額設計

名称	項目	積算根拠
サーバー管理業務	ハウジングサービス	標準ラック 1 台の初期費用及び月額料金
料金システム運用業務	配達	配達にかかる人件費 + (車両維持費及び燃料費) × 経費加算率
	用紙保管	(保管場所の賃料+諸雑費) × 経費加算率
	印刷処理	(消耗品+設備使用料+人件費) × 経費加算率

運用管理業務のうちサーバー管理等に係る部分の月額設計

名称	項目	積算根拠
業務委託仕様書	協議及び打合せ	協議及び打合せにかかる人件費 + (車両維持費及び燃料費) × 経費加算率
サーバー管理業務	サーバー管理業務	サーバー管理にかかる人件費 + (車両維持費及び燃料費) × 経費加算率

料金システム運用業務	データバックアップ作成	バックアップにかかる人件費+諸雑費
	稼働状況監視	稼働状況監視にかかる人件費
	データ容量監視の維持管理	データ容量監視にかかる人件費+不要ファイル削除にかかる人件費
	印刷処理	機器使用料×経費加算率
	ヘルプデスク業務	障害時の復旧、データ調査対応にかかる人件費+操作方法問い合わせ対応にかかる人件費
	総括管理	総括管理にかかる人件費

(3) 隨意契約の理由並びに業者選定理由

Aは水道・ガス・下水道料金システムの開発業者であるため、システム全般を熟知しており、効率的かつ確実に業務を行える唯一の事業者であることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の適用により、1者特命の随意契約としている。

(4) 5年以上の長期継続の契約となっている理由

平成16年度より同一業者との契約となっている。

上記業者選定理由にも記載したが、Aが料金システムの開発業者であるため、システムの操作やトラブル対応は他の業者では困難であるとの理由により、長期の1者特命随意契約となっている。

(5) 完了確認の方法

月毎にAから大津市へ業務完了報告書及び実績資料が提出されている。

## 2. 監査結果

記載すべき事項はない。

## 3. 意見

(1) 委託料について

委託料は毎年、担当課において設計額の積算が詳細に行われており、手続き的には問題がないと考える。しかしながら、上記設計額の積算根拠を見ると全体的に割高な積算になっているように思う。例えば、料金システム運用業務では、配達、用紙保管、印刷処理の項目ごとに経費加算率が見込まれ、諸経費が加算された見積りとなっている。また、人件費の積算も技術者の人件費単価を用いているが、配達以外の作業は機械（パソコン）が行う状況を考慮すれば、単価的にも作業時間的にも見直す余地はあると考える。特にサーバー管理等に係る部分の月額設計額のうち、人件費が9割程度を占め、サーバ

一管理やヘルプデスク業務だけで、本当にこれだけの人員費が必要となるのか、大いに疑問の残るところである。

担当課によれば、Aへの立ち入り検査も行っており、実質の作業内容や作業時間も検討し、委託料金についても折衝は行っているとのことである。

## (2) 1者特命の随意契約について

担当課によれば、当該料金システムの特殊性から、Aが開発した現在のソフトに代わるソフトがないとのことで、開発業者であるAに頼らざるを得ない状況は十分理解のできるところである。しかし、毎年の委託業務料も高額であり、サーバー管理やトラブル対応に高い経費のかかるシステムの仕組み自体を見直す必要があると考える。担当課によれば、現実にシステムエラーもあり、開発から5年も経過している現在でも改善の余地があるとのことである。

さらに、当該システムはAが納付書などを印刷し、市役所へ配達することとなつてはいるが、この印刷業務を市役所内で行う事も可能と考える。平成16年度の初期開発以降、プログラムの改修は行われているもののソフト自体の開発は行われていないが、コンピュータソフトの開発も日々進んでいる状況を踏まえ、ソフトの更新やシステム全体の業務振り分けを見直し、少しでも開発業者以外の業者も参入できる環境を整え、ランニングコストを削減できるような委託業務契約の検討をされたい。

## 個別事案 16

(単位：千円)

契約の名称	大津終末処理場第2汚泥処理棟電気設備工事			
担当部局／担当課	企業局 水再生センター			
相手先	A			
当初契約金額	329,700	当初設計金額		369,180
最終契約金額	—	最終設計金額		—
入札	入札形式	指名競争入札		
	落札価格	329,700	落札率（落札価格／当初設計金額）	89%
	予定価格	366,870	割合（予定価格／当初設計金額）	99%
	最低制限価格	323,400	割合（最低制限価格／当初設計金額）	88%
	登録業者数	305	指名業者数	12
	入札参加者数	9	失格者数	3
	入札最高額	330,183	入札最低額	316,050
特定財源	有無	有	区分	国
	名称	社会資本整備総合交付金	当該契約への充当額	181,335

### 1. 契約内容

#### (1) 契約の概要

##### ①工事の概要

大津終末処理場第2汚泥処理棟は昭和62年に設置され、老朽化が進んだため、処理棟に対して前年度に耐震補強工事が行われ、本工事は機械設備工事に併せて行う電気設備工事である。

##### ②工期

平成22年8月27日から平成24年3月16日まで

##### ③入札日

平成22年8月20日

##### ④契約日

平成22年8月26日

##### ⑤支払い条件

前払金 40,000千円

部分払 60,000千円

残金 229,700千円

## (2) 設計額の積算方法

水再生センターにおいて設計額の積算を行っている。

設計額の内訳（総括）は以下のとおりである。

機器費	272,978 千円
直接工事費	35,910 千円
間接工事費	21,068 千円
設計技術費	8,974 千円
<u>一般管理費等</u>	<u>12,735 千円</u>
工事価格計（改め）	351,600 千円
<u>消費税等</u>	<u>17,580 千円</u>
本工事費計	369,180 千円

## (3) 指名業者選定基準及び選定方法

選定基準は、電気設備工事登録業者で特定建設業許可を受けており、電気工事の総合評定値が 1,200 点以上かつ同種工事の施行実績がある業者となっている。

選定基準を満たした 12 者を対象に競争入札を行った。

開札の結果、3 者が入札を辞退し、3 者が最低制限価額を下回り失格となり、残り 6 者のうち最低入札額 329,700 千円を提示した A が落札した。なお最低入札額を提示した業者は A 以外に 2 者あったので、3 者のくじ引きにより決定した。

## (4) 完了確認の方法

工事が終了し、受注業者から「完工届・検査願」が提出され、工事完了検査の依頼がある。検査員の工事現場立会のもと検査が行われ、問題がなければ「完工検査結果報告書」が作成され、受注業者から「工事目的物引渡書」が提出される。

## 2. 監査結果

記載すべき事項はない。

## 3. 意見

### (1) 工事契約内容の見直しによる透明性の向上について

当該工事は、当初、平成 22 年 7 月 2 日に入札を行ったが、11 者のうち 10 者が辞退し、入札が不調に終わった。当初の工事設計では、既存の汚泥処理棟の電気設備工事を行った業者 B が、技術的にも工事金額的にも、他の業者よりも圧倒的優位な立場であり、その状況を他の指名業者も理解していたためか、10 者は入札を辞退したと思われる。当初の設計額は 389,865 千円で、予定価格は 381,885 千円であった。

水再生センター並びに企業局企業総務課（当時は経理課）は、入札が不調に終わった

ことから B と随意契約することも検討したが、他の登録業者にも公平に工事を請け負える機会を与えるべきと考え、当初の工事設計を分解し、B にしか扱えない部分を取り除き、その他の部分について再度競争入札を行った。水再生センターによれば、取り除いた部分の工事については、現在、全体工事の進捗を図りながら、工事の契約形態を検討中であるとのことである。

公共施設は特殊な建物や機械設備が多く、その修理やメンテナンスにおいては、施設の設置業者が技術的な面において優位な立場にあり、特命随意契約になりがちである。今回の改築更新工事においても、従前施設の工事会社の電気設備が取り付けられており、相當に優位な立場であったと思われる。

全体的に公共工事が減少している状況や市場原理を考慮し、競争入札の機会を他の業者にも与えるべく、設計の見直しを行い、再入札の場を作った大津市の判断は大いに評価すべきところである。